

# 定 款

2022年 6月 23日

株式会社 森 組

# 株式会社 森組 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社 森組 と称する。

② 英文では Mori-Gumi Co., Ltd. と記す。

### 第 2 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

### 第 3 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築その他附帯工事及び浄化槽工事の請負並びに工事の調査、測量、設計、監理
2. 砕石、石材並びにその他の地下資源の採取、売買
3. 公害防止施設並びに機器の製造、販売
4. 岩石を材料とした二次製品の製造、販売
5. 不動産の売買、交換及び賃貸並びにその代理、仲介
6. 公共施設等の維持管理及び運営
7. 建築・土木資機材の売買
8. 上記各号に附帯する一切の事業。但し利害関係のある事業に投資することができる。

### 第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、12,000万株とする。

### 第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第 8 条 (単元未満株主についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

#### 第 10 条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 11 条 (株主総会の開催の時期)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

- ② 臨時株主総会は必要ある場合に、取締役会の決議により随時招集する。

#### 第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### 第 13 条 (株主総会の招集権者及び議長)

株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- ② 取締役社長に差支えのあるときは、取締役会で予め定める順序に従い他の取締役がこれに代る。

#### 第 14 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

#### 第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する株主 1 名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。但し株主又は代理人は、株主総会ごとに当社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

### 第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

#### 第 17 条 (取締役の定員)

当社の取締役は 10 名以内とする。

#### 第 18 条 (取締役の選任)

取締役は株主総会で選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を所有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

#### 第 19 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第 20 条 (代表取締役、役付取締役の選定)

取締役会は、その決議によって取締役中より代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長 1 名を選定する。又、取締役会長 1 名を選定することができる。

#### 第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- ② 取締役社長に差支えのあるときは、取締役会で予め定める順序に従い他の取締役がこれに代る。

#### 第 22 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 23 条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

#### 第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 25 条 (顧問及び相談役)

取締役会の決議により当社に顧問及び相談役を置くことができる。

#### 第 26 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 27 条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 28 条 (監査役の定員)

当社の監査役は 5 名以内とする。

#### 第 29 条 (監査役の選任)

監査役は株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を所有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 30 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

### 第 31 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第 32 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は会日の 3 日前に各監査役に対し発するものとする。

但し緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第 33 条 (監査役会の決議)

監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第 34 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 35 条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令で定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 6 章 計 算

### 第 36 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

### 第 37 条 (期末配当金及び基準日)

当社は、毎年 3 月 3 1 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し期末配当金として、剰余金の配当をすることができる。

- ② 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、その配当金は当会社に帰属する。

#### (附則)

定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。